

県立高校1年生、中等教育学校4年生の保護者の皆さまへ ーパソコン関係のお知らせー

概要

- 協定事業者（ヤマダデンキ）の販売はR7.2月末までです。
- 購入支援金の申請期限はR6.12月末までです。

既にご案内のとおり、令和6年度入学生より、自分のパソコンを学校に持ち込み利用するBYOD*を導入しております。

多くのご家庭では既に端末をご用意されていますが、これから端末の購入や、購入支援金の申請手续をする予定のご家庭もあろうかと思ひます。

つきましては、以下に各種期限及び注意点をお示ししますので、お早めの購入や申請手續をお願いします。

*BYOD (Bring Your Own Device) : 会社や学校等で、従業員や学生が、個人で所有する端末を利用すること

各種期限及び注意点

- 協定事業者（ヤマダデンキ）での令和6年度対象者向けの販売は、2月末で終了となります。2月末までの間も、値上がりや商品が変わる可能性があります。詳しくは、その時点のECサイトをご覧ください。
- 令和7年度の新入生に向けてシステムを切り替える都合上、購入支援金の対象者は、事前申請・事後申請、また、オンライン申請・紙申請に関わらず、12月末までに申請手續をお願いします。
なお、事後申請の方でまだ振り込まれていない場合、申請が完了していない可能性がありますので、ご確認ください。
- 事前申請をして購入支援金の認定を受けたものの、まだ購入されていない方がいらっしゃいます。受給資格通知に記載の専用ECサイトから購入をお願いします（意向が変わったということであれば購入しなくても問題ありませんが、事後申請に変更する場合は、管理課までご連絡ください。).

<一般 EC サイト・購入支援金の手續はこちらから>

<https://forms.office.com/r/eL8AAJMGjg>



本件に関するお問合せ（群馬県教育委員会）

・ 端末の購入等について

高校教育課 電話 027-226-4645

・ 購入支援金について

管理課 電話 027-226-4542